

文教厚生

地域密着型サービス事業の条例一部改正

⑪ 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正

要旨 介護保険法の一部が改正され、地域密着型サービスとして新たに「地域密着型通所介護」が創設されることに伴い、運営基準を規定するもの。

問 条例改正により利用者などへの影響は。

答 サービス内容や、町負担の費用も変更はない。

問 事業所の指定方法は。

答 医師や大学教授、町民代表等から構成される「介護保険事業運営委員会」で判断する。

問 事業所への指導体制は。

要旨 厚生労働省令の一部が改正され、「介護予防防

答 定期的に実地指導を行う。

意見 事業所の状況を的確に把握し、公平公正な指導を。情報公開を適切にしてほしい。

要旨 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正

問 知症対応型通所介護において新たな基準が設けられた。

答 「運営推進会議」において、区長、民生委員、介護相談員等、様々な立場の方に意見や助言をいただき、適正な運営に繋げる。

問 地域との連携や運営の透明性の確保は。

答 「運営推進会議」において、区長、民生委員、介護相談員等、様々な立場の方に意見や助言をいただき、適正な運営に繋げる。会議記録などは公表が義務付けられている。

(全員一致で可決)



和やかで、きめ細かなサービス

最終日

給食センター調理等業務委託をめぐる議論

平成28年度松前町一般会計予算の採決で、給食センター調理等業務委託事業の継続審議をもとめ議論があった。結果、賛成多数で可決した。

反対

主な理由3点

- ① 保護者に対し、十分な説明がされていない
- ② 議会の予算議決前に、給食センター職員の人事が決定され、既に一部を進行。退職が決定した職員までいることが質疑の中で判明したこと。
- ③ 予算金額を含め、賛否を問える状態ではない。

賛成

給食センター調理等の業務委託は、食材の購入、メニューなど従来通り町が責任を持って行う。調理由、運搬・洗浄のみを委託するもので、今までの給食の内容・質が変わるものではない。

また、調理員は職務内容が変わらず、パート職員は、希望により優先して雇用してもらうよう委託先に要望している。待遇面も、年収の保障もされている。

業務委託に関する説明はホームページにも掲載。また、4月にはPTA総会で説明を行う。

一方、行政経費の削減もできる。

以上により賛成。

